

## ■ 深谷市スポーツ推進審議会会長および副会長の選出について

審議会の会長及び副会長は、条例第 5 条第 2 項の規定により委員の互選によってこれを定めることとなっております。

委員の選出についてご回答いただいたところ、下記のとおりとなりましたのでご報告いたします。

会長

八須 由憲 委員（所属：深谷市スポーツ推進委員協議会 会長）

副会長

島崎 祐子 委員（所属：深谷市中学校体育連盟 会長）